

18世紀トランシルヴァニア・ザラトナ郡における酒と住民

——騒乱と日常性——

秋 山 晋 吾

序

- I 騒乱と請負制
- II 生業と酒調達の戦略
- III 飲酒とその意味作用
- 結

序

18世紀のトランシルヴァニア史は、特にルーマニアでの研究において、ホレアの反乱をひとつの焦点として語られることが多い。このホレアの反乱は、1784年10月末から年末まで、トランシルヴァニア西部の山岳地帯（西カルパティア山地）を中心に2万から3万人といわれる農奴が蜂起し、貴族、領主らを襲い、近隣の主要都市近くまで進撃したものである¹⁾。国境警備兵としての登録を条件にした農奴負担からの解放といううわさを直接のきっかけとし、指導者ホレアらの逮捕・処刑によって収束するこの出来事は、ルーマニアの歴史叙述においてはふたつの文脈の中でそれぞれ焦点となっている。シュテファン・パスクが言うように、「1784年の反乱は、厳しい従属からのルーマニア人農民の解放と、ルーマニア人の民族的解放の側面から研究してきた」のである²⁾。

第一の文脈において、この反乱は、18世紀を通じての農奴負担の増加とそれに対する不満の頂点として、「封建制に対する農奴解放の闘争」として位置づけられている。オスマン宗主権下の独立候国であったトランシルヴァニアは、17世紀末からハプスブルク支配下に組み込まれていったが、この過程は、住民把握の厳密化に伴う実質的な搾取の強化として捉えられている。特に、1746年の土地台帳令布告後にすすめられた土地台帳の厳密化、農奴が独立候国時代に獲得した各種の非課税特権や用益権の廃止³⁾、

また1775-6年の土地台帳改定時に未登録住民がかなりの数にのぼることが判明した結果、税・賦役が激増した⁴⁾。こうした「大衆の搾取の増大と平行して、18世紀に大衆の革命的な発展も加速して」いき⁵⁾、これがホレアの反乱に収斂していくとされるのである⁶⁾。

第二の文脈においては、この反乱はルーマニア民族運動の重要な契機とされる。トランシルヴァニアでは15世紀以降いわゆる三民族同盟によって、ハンガリー人、セーケイ人およびザクセン（ドイツ）人が身分制議会を構成し、また公認宗教も彼らの宗教であるカトリック、ルター派、カルヴァン派、反三位一体派とされていた。すなわち、正教徒であるルーマニア人は、トランシルヴァニアの公的生活から政治的・宗教的に排除されていた。それゆえ18世紀から19世紀を通じてのルーマニア民族運動は、こうした政治的・宗教的枠組みに対する権利獲得闘争として描かれる。ダヴィド・プロダンは、ホレアの反乱の主原因をあくまで農奴制という社会的なものであるとしながらも、その民族的色彩を強調し、民族解放運動の流れの中に位置づけようとして⁷⁾、パスクはそこに「民族意識の結晶」をすら見出す⁸⁾。すなわち、この反乱は、知識人層から始まった民族解放運動が民衆レベルにまで拡大したひとつの現れとして捉えられている⁹⁾。

歴史叙述におけるこれらふたつの大きな枠組みの中にホレアの反乱が確固たる位置を占めていたために、この反乱に限らずトランシルヴァニアの社会史研究全般において、新たな視点を導入することが困難になっていたと言える。農奴負担とルーマニア民族意識というふたつの増大過程のどこに歴史上の出来事を位置づけるかが研究の主題とされ、そしてこれらの過程における位置から出来事の持つ意味が説

明された。このため、出来事そのものが持つ個別性や内的論理、また住民の日常生活の論理といった問題は軽視されるか扱われないままであった。

本稿が扱うのは、1782年5月、2年半後にホレアの反乱の中心となる地域で起こった騒乱をめぐる史料群である。酒独占請負販売制導入を背景として、定期市で住民が暴動を起こし、酒壺を叩き割ったこの事件は、研究史上ではホレアの反乱の正統な序章として扱われている¹⁰⁾。すなわちこの騒乱の叙述は、2年後のホレアの反乱の叙述と、さらにそれを拘束している農奴解放史的・民族解放史的歴史叙述の枠組みという二重の拘束を受けているのである。

本稿は、この騒乱の個別性に注目することで、それが持つ論理、換言すれば人々が行動するにあたって前提にあった日常性の論理を浮かび上がらせることで、従来の研究を相対化することを試みる。具体的には、これまでの研究のようにこの騒乱のきっかけである酒請負制の導入という契機を一般的な農奴負担の増大過程に単純に位置づけるのではなく、騒乱の当事者たちがより意識していたと思われる原因とそこに機能した論理、さらにそれが日常的に意識されない水準でも機能していた様相を考察したい。こうした原因・論理は、地域住民の酒との日常的な関わりと、酒を媒介あるいは道具として形成されていた生業と認識のシステムを明らかにした上で、ひるがえって請負制導入がこれらに与えた影響を考察することで明らかになるであろう。

ここで住民と酒の関係に注目するのは、この事件が酒をめぐって起こったからであり、そして酒が、他の生業との関わりの中および住民の思考の中で重要な役割を担っていたからである。こうした日常性の一側面とひとつの事件との相関関係も考えていきたい¹¹⁾。

Iでは、まず騒乱の起こったトランシルヴァニア・ザラトナ郡の概要を一瞥した後、騒乱とそのきっかけとなった酒独占請負販売制について見ていく。この際、請負制に反対する住民の嘆願書の分析から、彼らの反発がその日常生活の論理の中からしか説明し得ないことを示したい。IIでは、住民の生業の中で酒が担っていた機能を分析する。すなわち、酒が、流通を機能させ、そのリズムを維持するため

に一定の重要性を持っていたこと、その調達・販売は住民の裁量下にあって生活戦略の一部をなしていたことを示す。IIIでは住民の飲酒行為の様相を明らかにし、彼らが飲酒にあたって種類・価格および品質に常に関心を払っていたことを明らかにする。すなわち飲酒が、多様な酒を分類・差異化し、さらにそれを飲む者としての自分や他者を分類するという認識のシステムをなしていたことを示す。その上で、IIとIIIで分析するような酒が担った日常生活の論理を、請負制導入が攪乱したことを明らかにしたい。

史料としてここで中心的に用いるのは、1982年からルーマニアで編集された『ホレアの反乱史料集』¹²⁾である。これには、1773年から1786年までのトランシルヴァニア財務局内ザラトナ鉱山局史料(行政の命令、覚え書、聴取・裁判記録、嘆願書など)2000点あまりが収録されている。これらは現在ルーマニア国立文書館クルージュ・ナポカ支部に保管されている鉱山局史料の一部でしかないが、上記のような住民生活の一端を再構成するには当面十分な史料群である。

1) D. Prodan, *Răscoala lui Horea* (以下 *Răscoala*), 2 vols., Bucureşti, 1979.

2) Ş. Pascu, *Marea adunare națională de la Alba Iulia incununarea ideii, a tendențelor și a luptelor de unitate a poporului român*, Cluj-Napoca, 1968: 52. ホレアの反乱の研究史については以下も参照。P. Teodor, *Istoriografia răscoalei lui Horea*, In N. Edroiu & P. Teodor (ed.), *Răscoala lui Horea (1784). Studii și interpretări istorice*, Cluj-Napoca, 1984: 7–75.

3) I. Tóth Z. *Parasztmozgalmak az erdélyi Érc-hegységen 1848-ig* (以下 *Parasztmozgalmak*), Budapest, 1951: 59.

4) Prodan, *Răscoala*, vol.1: 99–112; Tóth, *Parasztmozgalmak*:83–89. マリア＝テレジア期のこれらの土地台帳改革、賦役規制は、一般に領主貴族の農奴搾取を制限する農民保護政策とされているが、山岳地で住民隠匿が容易な上に直轄領であった西カルパティア山地一帯では、結果的に搾取強化となつた。

5) B. Surdu, *Liniile dezvoltării social-economice a Transilvaniei în secolul al XVIII-lea pînă la răscoala lui Horea*, *Anuarul Institutului de Istorie din Cluj*, III, 1960: 163.

- 6) Berlász J., Az 1784-i erdélyi parasztfelkelés és II. József jobbágypolitikája, In *Tanulmányok a parasztság történetéhez Magyarországon 1711–1790*, Budapest, 1952: 385–467; D. Prodan, *Problema iobagiei în Transilvania: 1700–1848* (以下 *Problema*), București, 1989. トランシルヴァニアにおけるいわゆる再版農奴制は1514年にまとめられた「三部法書」を法的根拠とするが、その実態は18世紀にいたってもさまざまであった。全般的には、16世紀後半から九分の一税、十分の一税などの徵収、賦役が制度化され始め、17世紀にこの傾向は加速し、世紀末には移住の制限、賦役（または賦役税）をはじめとする負担を伴う農奴制が確立した。Makkai L. & Szász Z. (szerk.), *Erdély története*, Budapest, 1988: 482–492; 731–733; 837–841。「三部法書」によると農奴は、「自由を失い、領主たちへの無条件かつ永久の奉仕に服する (*Dominisque ipsorum terrestribus, mera et perpetua jam ruticitate subjecti sunt.*)」(III. 25.2) ものとされ、領主への人身的隸属下にある身分とされた。Kolosvári S. & Óvári K. (szerk.), *Magyar törvénytár, Werőczy István Hármaskönyve*, Budapest, 1898: 406. また、トランシルヴァニア候ラーコツィ・ジェルジ2世が1653年にまとめた法書 (*Approbatae Constitutiones*) でも、領主の許可なき移住の自由の厳禁が確認された(III. XXXI)。Kolosvári & Óvári (szerk.), *Magyar törvénytár, 1540–1848 évi erdélyi törvénytár* (以下 MTTE), Budapest, 1900: 102–3.
- 7) D. Prodan, *Supplex Libellus Valachorum: The Political Struggle of the Romanians in Transylvania during the 18th Century*, Bucharest, 1971: 250–271.
- 8) Pascu, *op.cit.*: 51–55. パスクは、1980年代に反乱200年に向けて高揚した反乱顕彰の流れの中で、この反乱を、フランス革命に先立つ革命として位置づけようとしたが、これはチャウシェスク期ルーマニアのナショナリズムのひとつの現れである。S. Pascu, *Ce este Transilvania*, București, 1983: 104–112. チャウシェスク期の歴史叙述動向への批判については、以下のを参照。K. Verdery, *Compromis și rezistență: Cultura română sub Ceaușescu*, tr.rom., București, 1994; L. Boia, *Istorie și mit în conștiința românească*, București, 1997.
- 9) ハンガリーにおける研究では、この反乱の民族運動的色彩は、身分帰属と民族帰属の一致（ルーマニア人＝農奴、ハンガリー人＝貴族）の結果であるとして、これを相対化しようとしている。しかし、それに代えて正教の権利獲得運動の一環にこれを位置づけようとする傾向がある。Berlász, *op.cit.*: 445–50; Makkai & Szász, *op.cit.*: 1091–1099; I. Tóth Z., *Az erdélyi román nacionalizmus első százada 1697–1792*, Budapest, 1946: 317–28.
- 10) このことは、この事件に関する史料がホレアの反乱に関する史料集の冒頭に置かれていることが象徴的に表している。Magyari A. (szerk.), *A Horea vezette 1784. évi parasztfelkelés a források tükrében*, Bukarest, 1984. また Makkai & Szász, *op.cit.*: 1093; Prodan, *Răscoala*, vol.1: 169–194; Al. Neamțu, *Din antecedentele răscoalei lui Horea*, In Edroiu & Teodor, *op.cit.*: 257–269.
- 11) 酒および飲酒に関する研究は歴史学、人類学ともに豊富にある。たとえば、S. Barrows & R. Room, *Drinking, Behavior and Belief in Modern History*, Berkeley / Los Angeles / Oxford, 1991; D. Heath, *A Decade of the Development in the Anthropological Study of Alcohol Use*, In M. Douglas (ed.), *Constructive Drinking: Perspectives on Drinking from Anthropology*, Cambridge, 1987: 16–69; D. J. Pittman & C. R. Snyder, (eds.), *Society, Culture, and Drinking Patterns*, New York / London, 1962. 日常生活における飲酒と社会的結合関係について M. Agulhon, *Les Chambrées en basse Provence : histoire et ethnologie*, In *Histoire vagabonde I*, Paris, 1988. 飲酒と社会分化に関して E. Akyeampong, *Drink, Power, and Cultural Change: A Social History of Alcohol in Ghana*, Portsmath / London, 1996; G. Hunt, *Cohesion and Division: Drinking in an English Village*, *Man* (n.s.) 21, 1986: 521–537. 酒調達をめぐる戦略について J. Crush & C. Ambler (eds.), *Liquor and Labor in Southern Africa*, Athens, 1992. また飲酒の日常と騒乱の関係については、たとえば W. B. Taylor, *Drinking, Homicide, and Rebellion in Colonial Mexican Villages*, Stanford, 1979,などを参照。
- 12) *Izvoarele Răscoalei lui Horea*, seria A, vol.1–5, București, 1982–1989. (以下 IRH と略記。史料番号は史料集によるが、タイトルは筆者による。)

I 騒乱と請負制

1 ザラトナ郡

18世紀のトランシルヴァニアは、ハプスブルク支配の大候国 (*Magnus Principatus*) であり、総督府 (*Gubernium*) がこの権力を代表していた。

1782年の騒乱の舞台であるザラトナ郡（ズラートナ郡）¹⁾は、ハンガリーとの境に広がる西カルパティア山地の山岳地一帯を占める総督府財務局（*Thesaurariatus*）の直轄地であった。郡は、上ザラトナ郡（以下、上郡）、中ザラトナ郡（中郡）、下ザラトナ郡（下郡）に分かれ、上・中郡は山地内に、下郡は山地の南東斜面に位置した。下郡が山地内と険しい峠で隔てられていたため、郡は地理的・経済的に二分されていた²⁾。本稿で主に扱うのは山地内に位置した上郡と中郡である（地図1、2参照）。

中郡をぬうように流れるアブルド川（アブルード川）が、トパーンファルヴァ（クンペニ）で上郡を流れ来たアラニヨシュ川（アリエシュ川）に合流し、これは北東に山地を下ってトルダ（トルダ）を経由しマロシュ川（ムレシュ川）に流れ込む。この川沿いの道（季節によっては川自体）が山地内外を結ぶ主要通商路である。マロシュ川も西カルパティア山地の南側を西に流れ、アラドを通ってバナート地方やハンガリー平原へ出るトランシルヴァニアでもっとも重要な通商路のひとつである。山地内からは、南や西に峠を超えることで直接ハンガリーやバナートの平原に出る道もあり、これは後に見るように主に移牧の道であった。

上郡は、4行政村すなわちトパーンファルヴァ（1785年人口5465人³⁾）、ナジ・アラニヨシュ（ルウ・マーレ：8308人）、キシュ・アラニヨシュ（ルウ・ミク：4389人）、ビストラ（ビストラ：2853人）からなり、中郡は3行政村、アブルドファルヴァ（アブルード・サト：2853人）、ブツム（ブチウム：2781人）、ケルペーニュ（カルピニス：816人）からなっていた。郡の行政・司法権は、下郡の町ザラトナ（ズラートナ）に置かれた行政府のもとにあったが、それぞれの村には、住民の中から選出された村役人（賦役税の管理にあたる郡村長、軍税の管理を担う県村長、彼らを補佐する数人の参審員）があり、彼らが村の政治の中心であった。在地貴族はわずかに存在したが（上郡で50人すなわち0.2%）、彼らは郡役人として、行政府の末端支配を担った。また、山地内には広い自治権を持った市場町アブルドバーニャ（アブルード：4684人）があり、郡の住民と強い関わりを持っていた⁴⁾。

上・中郡は、1000メートルから1800メートル級の山々に囲まれた寒冷地で、川沿いにわずかな耕作地があるだけであり⁵⁾、のちに詳しく論ずるように貨幣商品経済および賃労働が広く見られた。上郡の住民（保有地を持つ農奴〔*jobbagio*〕とジェッレール〔*inquilinus*〕と呼ばれる土地なし農）は主に林業に携わり、中郡の住民は主に金鉱山に関わって生計を立てていた⁶⁾。この地域の金鉱は、アブルドバーニャの鉱山組合によって採掘されていたほか、農奴たちによっても経営されていた。中郡の住民の多くは、鉱夫（*metallurgus*）として登録されることによって賦役を免除され⁷⁾、賃金あるいは自前の抗から収入を得ていた⁸⁾。こうして得られた金は、毎週アブルドバーニャとトパーンファルヴァに設けられた金交換役場で貨幣化することが義務づけられ、これは地域経済の重要な要素となっていた⁹⁾。賦役はこの頃すでに金納化されていたが（*taxa*）、農奴は、このほかにも軍税（*contributio*）と十分の一税（*decima*）を課せられ、さらに薪・鉱石その他の強制運搬労働が課せられていた¹⁰⁾。

2 トパーンファルヴァの騒乱

—1782年5月24日—

1782年5月24日金曜日、聖靈降臨祭の2日前、上郡のトパーンファルヴァでは年市が行われていた。午後2時ごろ、税徴収のために村に来ていたザラトナ郡行政府の長官デーヴァイのもとにゼフツ・ヤコブというナジ・アラニヨシュの農奴が、300人以上の男たちとともにやって来て、酒販売請負人の使用人の横暴について訴えた。すなわち、市でゼフツが蜜酒を売っていたところ、使用人のひとりがやって来て、「彼を口汚なく罵りながら鞭で打ちつけようとしてきた」と言うのである。これに応じて、彼に連なって来た群衆は、長官に向かって、「もうこれ以上彼らの乱暴行為を我慢することはできないと叫んだ」。

長官の説得に応じて彼らが市へ戻って行った後、市で騒動が始まった¹¹⁾。請負人のゴルニコ¹²⁾のひとりが言うには、ゼフツが「帽子で合図を送ると同時に、人々は請負人の甕を破壊し始め」た¹³⁾。騒乱の中で、葡萄酒の甕や火酒の壺が破壊され、中身は地

図1 トランシルヴァニア

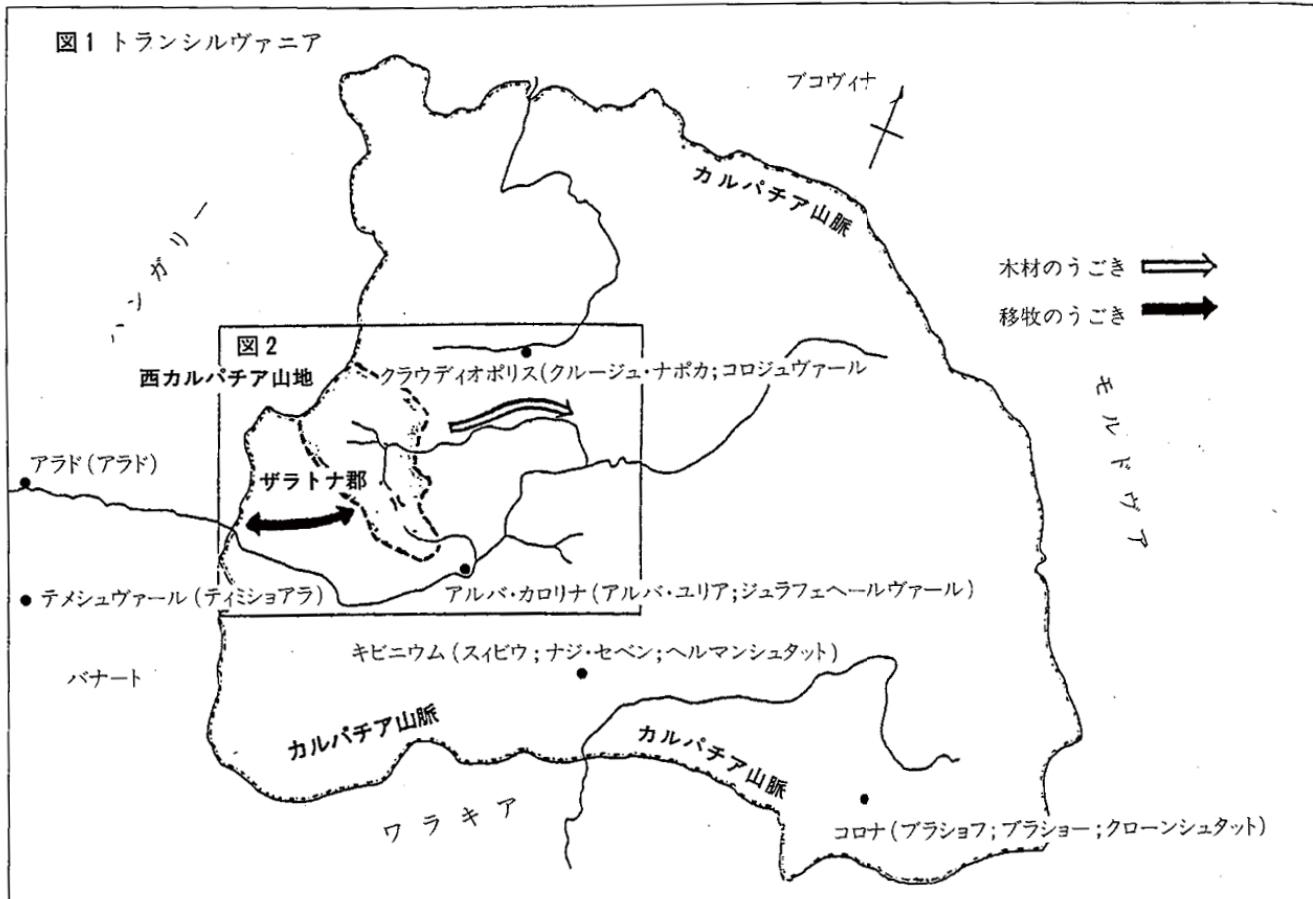


図2 ザラトナ郡とその周辺



注: 図1・2とも、地名表記は、ラテン語名(ルーマニア語名; ハンガリー語名[ただしラテン語名と異なる場合のみ]; ドイツ語名[ザクセン都市のみ])の順

面に流された。棒や石で叩き割る者もいれば、立ち木を引き抜いて振り回す者もいた。壺の中には鉄を巻いて補強してあるために割れないものもあったが、群衆はそれをアラニョシュ川にほうり込んだ¹⁴⁾。市に並んでいた甕や壺を始末すると、彼らは村にあった請負人の葡萄酒貯蔵庫へ向かった¹⁵⁾。しかし、村の司祭らの説得に応じて貯蔵庫の略奪はあきらめ、方向を変えて居酒屋へと向かい、それはそのまま宴会と化した。群衆は、居酒屋の葡萄酒を自分の木靴や桶であおり飲み、火酒の壺を抱えて去って行った。こうして騒乱は終わった¹⁶⁾。

騒乱は、「いろいろなところから来いろいろな人たちが集まって、とても混乱し狂いたち、その数1万4000人にのぼる」ような状態であった¹⁷⁾。2年近く後に下された判決では、ひとりが死刑、ゼフツを含む5人が禁錮および鞭打ち刑を言い渡された¹⁸⁾。

この騒乱の現場にいた者たちにとって、その原因は自明のことであった。前年暮れに導入された酒独占販売請負制 (*arenda educillationis liquorum*) である。騒乱の中では、自分たちの行動を説明づけるような叫び声が飛び交っていた。「壺を壊してしまえ。請負人たちのせいで俺たちは葡萄酒を売れないと」と。キシュ・アラニョシュの村長の証言は、これを詳しく説明している。「定期市で壺が破壊された原因を私は聞いています。以前は、この直轄〔ザラトナ〕郡では酒販売は請負に出されてはおらず、また、棒や銃で武装した者々が市に入ってくることも決してありませんでした。アルメニア人請負人たちがこれらの逸脱を始めたのです」¹⁹⁾。

このように言明された請負制の内容を確認することから、住民の酒をめぐる日常性と、さらにそれへの請負制導入の影響の分析を始めたい。

3 請負制と特権意識

上・中郡における酒をめぐる権利関係は、1778年と1781年末に大きく変化した。それまで両郡各村は、毎年数十フローリン²⁰⁾の税を支払うことによって、酒類の持ち込みと販売の自由を享受していた²¹⁾。しかし、1778年には持ち込んだ酒の量に応じた課税が、さらに1781年12月には請負制が導入され、その結果、請負人 (*arendator*) を介さない郡内での酒の取引

は完全に禁止された。

ザラトナ郡で酒請負制が問題となるのは、1773年ごろザラトナ行政府が下郡のガラツの村にビール醸造所を建設したことから始まる。行政府は1775年に一度この醸造所を請負に出したことがあったが、この時の請負人は険しい峠のために上・中郡にここで造った酒を運び込むことに失敗していた²²⁾。しかし、直轄領である両郡において酒に関する利益を行政府が確保していないことに対する批判を受けて²³⁾、1781年11月、行政府は新たな請負契約を2人のアルメニア人商人²⁴⁾との間で結んだ。この契約で、請負人はザラトナ郡全域における葡萄酒、火酒、ビールの専売請負権を、年間1万2000フローリンで取得した。請負人は、行政府から郡内の酒貯蔵庫とそこにある葡萄酒・火酒を譲り受けたほか、壺の貸与、関税の免除、火酒の材料であるすもも（プラム）の郡内での優先調達権などを認められた。一方、行政府は、下郡における葡萄酒運搬賦役の管理、請負制開始を郡内に布告することなどを約束した上で、請負人側に適正価格の遵守を求めた。また、郡役人と在地貴族による自家消費用の酒は独占の対象から除外することも決められた。これによって、自家製造分を含むあらゆる酒の郡内での販売が禁止され、さらに郡役人、貴族以外の住民には、自家製造および郡外からの酒の持ち込みも禁止された（表2参照）²⁵⁾。

表1 酒販売、騒乱関係年表

1778年	酒販売税導入
1781年11月26日	アルメニア人商人と行政府による酒販売請負契約（12月発効）
1782年4月18日	上・中郡住民から皇帝へ請負制反対の嘆願書提出
1782年5月24日	トパーンファルヴァの騒乱
1782年6月12-21日	酒に関する、上・中郡村役人と長老に対する聴取
1782年6月22日	騒乱に関する、トパーンファルヴァの居酒屋主人ヴェレシュに対する聴取
1782年6月29日-7月1日	騒乱に関する、上・中郡住民に対する聴取
1782年9月10日	金副交換人G.ピストライの「密売」疑惑に関する、上・中郡住民に対する聴取
1782年9月17日	酒請負制と「密売」に関する、中郡村役人に対する聴取

表2 請負制導入後の酒の合法(○)非合法(×)分類

	調達方法	目的		
		自家消費	郡内販売	郡外販売
農奴ら住民	持ち込み 自家製造	×	×	×
貴族・役人	持ち込み 自家製造	○	×	○

この契約は、1781年12月から発効し6年間継続することになっていたが、翌年5月に本稿が扱っている騒乱が発生したことによって中断し、その翌年には破棄された²⁷⁾。請負人にとっても住民にとってもそれぞれの意味で災難であったほんの数ヶ月間の請負制の実施は、酒をめぐる住民の生活を垣間見るための史料的な入り口となっている。

本稿で酒と住民の生活、そしてその論理を再構成するための導きの糸となるのは、この請負制への住民の反発を解明することである。そのためにはまず確認しておく必要があるのが、特権意識の問題である。近世、近代ヨーロッパの反乱の主な原因のひとつに、住民の伝統的権利意識への侵害があったことは広く指摘されている²⁸⁾。つまり、住民たちは上部の権力によって犯された自分たちの伝統的権利を回復するために行動を起こしたと解釈されるのである。しかし、しばしば反乱前後の嘆願書の中で明確な形で言及される伝統的権利なるものは、住民の行動の基盤とするには曖昧すぎる性格を持っている。というのも、それが嘆願の言説の戦略という限定された領域で導入されるものだったからである。

上・中郡の住民は、騒乱と同時期に、請負制導入に反対する嘆願書を提出し、それに続いて行われた聴取においても証言した（表1参照）。そこで彼らがまず自らの主張の根拠としたのは、特権であった。住民は、1782年4月、すなわち請負制が導入されて5ヵ月ほど後かつ騒乱の起こる1ヵ月前に、ウィーンの皇帝に嘆願書を提出したが²⁹⁾、その中で彼らは、「小麦・葡萄酒・黍・燕麦・ライ麦・大麦そしてその他あらゆる食糧・収穫物に関して、すべての関税の支払いを永久に免除される」との特権が歴代のトランシルヴァニア侯によって彼らに授けられていたこと、そしてこの特権が1781年の酒請負制導入によって侵害されたことを主張した³⁰⁾。これまでの研究がこの騒乱を農奴負担の増大という一般的な傾向から説明するのはこのためである³¹⁾。しかし、ここで極めて明確に語られた特権意識は、この嘆願を受けて騒乱後に行われた聴取で、実際には極めて希薄なものであったことが明らかになる。

1782年6月に上・中郡全7村の村役人と長老に対して行われた聴取では、請負導入の影響とともに、

彼らの主張する特権に関心が集中された³²⁾。ところが、「嘆願書に書かれている特権は行使されているのか、それはどのようにか」、という聴取官の問い合わせに対し、証人たちはその内容や行使の事実について明確に回答することができなかった。トパンツアルヴァの県村長が「[上・中郡の] 諸共同体（Communitates）が〔関税〕 免除特権を完全に行使していたことは、記憶にありません」³³⁾と証言したように、証人のすべてが特権の行使について曖昧な記憶しか持っていないかったのである。

彼らは、自らが嘆願書の主張の根拠に据えた特権について、かすかに記憶にとどめていたかもしれないものの、日常的に意識することはなかった。嘆願書と聴取証言の間のずれが意味しているのは、住民の特権が請負制導入によって攻撃を受けたというよりも、むしろ請負制が導入された結果として特権が嘆願における戦略の中に引き出されたということである。嘆願書という言説の中では特権について明確に語ることができたが、聴取の中ではその特権の曖昧な姿が露呈した。彼らが使った戦略は、嘆願から聴取へと場が変わることによって破綻をきたしたものである。

つまり、住民の日常性の論理は決して「旧きものの防衛」を目的とするのではなく、逆に「旧きもの」を利用しつつ、現在直面している問題を有利に解決するための戦略を開拓することにあった³⁴⁾。特権は武器として用いられたのであり、それは嘆願で機能した戦略の文脈の中で考えなければならない。それゆえ、請負制導入に伴う住民の不満の基礎となった彼らの論理は、嘆願書に書かれた特権とは別の次元に、すなわち現実の生活に対する彼らの認識の中に見出す必要がある³⁵⁾。

1) 地名・人名および組織名の表記は、基本的に主に用いたザラトナ行政府史料に記されたかたち（すなわちラテン語表記あるいはラテン語に借用されたハンガリー語表記）に従った。地名に関しては現在のルーマニア語表記を（ ）内に付記した。

2) これは、政治的な分離をも生じさせた。たとえば、下郡各村民は、上・中郡が出す嘆願書に一度も名を連ねておらず、またホレアの反乱にも参加していない。Berlász, *op.cit.*: 403.

- 3) *Az első magyarországi népszámlálás (1784–87)*, Budapest, 1960.
- 4) J. Benkő, *Transsilvania sive Magnus Transsilvaniae Principatus olim Dacia Mediterranea dictus*. 2.ed. Claudiopolis, 1854, vol.2: 61–62; R. Kutschera, *Landtag und Gubernium in Siebenbürgen 1688–1869*. Köln / Wien, 1985: 197–199.
- 5) 上・中郡合計9075家族に対し1万500ホルドのやせた耕地と、1万3300ホルドの牧草地があるだけであった。I. Tóth, *op.cit.*: 319.
- 6) Berlász, *op.cit.*: 390.
- 7) 鉱夫の特権は、17世紀から18世紀前半には常に安定して効力を持っていたわけではないが、1747年の鉱山法によって確認された。MTTE: 404–405; Tóth, *Parasztmozgalmak*: 33, 90.
- 8) Prodan, *Problema*: 126.
- 9) Benkő, *op.cit.*, vol.2: 76.
- 10) Prodan, *Răscoala*, vol.1: 99–113.
- 11) IRH, A. vol.1, no.70 [騒乱に関する長官の報告書: 1782年5月25日] : 137–138. この史料のハンガリー語訳は以下に収められている。Magyari, *op.cit.*: 44–46.
- 12) gornico: 森番と訳すこともできるが、より広く公私さまざまに雇われてさまざまな事項の取り締まりに携わっていたため、ここではゴルニコとしておく。
- 13) IRH, A. vol.1, no.94 [騒乱に関する聴取記録: 1782年7月1日] : 218.
- 14) IRH, A. vol.1, no. 94: 215.
- 15) IRH, A. vol.1, no. 70: 138.
- 16) IRH, A. vol.1, no. 86 [居酒屋の主人G. ヴェレシュに対する聴取記録: 1782年6月22日] : 187–190.
- 17) IRH, A. vol.1, no. 70: 138.
- 18) IRH, A. vol.2, no. 3 [ザラトナ郡臣民裁判所判決: 1784年11月27日] : 3. もっともこれらの刑は、判決の下った1784年暮れに反乱が勃発したために執行されなかった。
- 19) IRH, A. vol.1, no. 94: 204.
- 20) IRH, A. vol.1, no. 94: 206–207.
- 21) 当時のトランシルヴァニアの主な通貨単位は、ライン・フローリン (*Rhenus florenus*: Rh.fl.) とクロイツェル (*crucigerus*: cr. または xr.)。1 Rh.fl.=60cr.
- 22) IRH, A. vol.1, no. 85 [酒請負制に関する上・中郡の村役人・長老に対する聴取: 1782年6月21日] : 158–186.
- 23) IRH, A. vol.1, no. 24 [行政府とI. キリンガーの請負仮契約書: 1781年5月7日] : 48–49; Prodan, *Răscoala*, vol.1: 171–180参照。
- 24) IRH, A. vol.1, no.18 [I. アーロンによる告発状: 1780年3月]: 35–36; IRH, A. vol.1, no.19 [告発に対する行政府の反論: 1780年3月31日]: 37–43. この告発は、酒販売権は領主に帰属するという1653年(*Approbatae Constitutiones*, III. XXXII)と1747年(VI)の法律を根拠としている。MTTE: 104; 404–405.
- 25) アルメニア人商人は、17–18世紀のトランシルヴァニアで、バルカン地方(特にモルドヴァ)との交易に重要な役割を担い、18世紀中頃から定住化した。L. J. Marienburg, *Geographie des Grossfürstenthums Siebenbürgens*, Hermannstadt, 1813(再版, Köln/Wien, 1995) vol.1: 67.
- 26) IRH, A. vol.1, no.47 [行政府とM. パトルバーンとM. ボスニャークの請負契約書: 1781年11月26日]: 74–77.
- 27) IRH, A. vol.1, no.84 [請負人による騒乱についての報告書: 1782年6月20日] : 153–158; no.130 [請負人の報告: 1782年8月19日] : 252–254; no.199 [契約破棄についての請負人の意見書: 1982年12月23日] : 337–339.
- 28) たとえば、以下を参照。Y. M. Bercé, *Révoltes et révolutions dans l'Europe moderne: XVIe–XVIIIe siècle*, Paris, 1980. またザラトナ郡から出された嘆願書における特権への言及については、以下も参照。Berlász, *op.cit.*: 397; Tóth, *Parasztmozgalmak*: 103–108; Prodan, *Răscoala*, vol.1: 120–160.
- 29) 嘆願の提出や聴取における証言は、村役人層を中心となつたが、彼らの多くは、当局によって騒乱の首謀者とみなされた。IRH, A. vol.1, no.171 [村長任命に関する行政府長官の鉱山局への報告] : 307.
- 30) IRH, A. vol.1, no.62 [上・中郡6村民の皇帝への嘆願書: 1782年4月18日] : 101–102. Tóth, *Parasztmozgalmak*: 24–28, 114–115.
- 31) Berlász, *op.cit.*: 397.
- 32) IRH, A. vol.1, no. 85: 158–186.
- 33) IRH, A. vol.1, no. 85: 172.
- 34) トートの表現によれば、住民たちは「時期が到来したと認識した時、特権を掘り起こして、闘争の中に投げ込んだのである」。Tóth, *Parasztmozgalmak*: 114. トートは特権が闘争の道具として機能することを認識していたが、それと住民の日常意識との差異について検討しない。
- 35) プロダンは、農奴負担の実態を、主に嘆願書に依拠して描いており、それによって農奴負担に対する不満の蓄積を明らかにして見せることができた。しかし、嘆願書に書かれた主張が、嘆願という言説の戦略に従属するものであるならば、その扱いには極めて慎重にならなければならない。嘆願書が住民の生活を知る上

で非常に重要な史料であるだけに、方法的な厳密さが求められるであろう。Prodan, *Problema*; Prodan, *Răscocala*. vol.1: 120–160.

II 生業と酒調達の戦略

嘆願で用いられた戦術が破綻したことは、証人たちをして聴取の場で別様の戦術をとらせることになった。つまり彼らは、請負制に反対する根拠として、特権に代えて、自分たちの生業との関わりの中で酒が持つ重要性を主張し始めたのである。

このことによって、トパンファルヴァの騒乱の背景である請負制導入が住民の日常性に及ぼした影響を知ることができるようになった。請負制は、酒が持った機能のうち、特に、ふたつの側面に影響を与えた。ひとつに、酒の商品としての、流通の主要素のひとつとしての側面であり、ふたつに、酒の社会結合と認識の道具としての側面である。これらを、本章と次章でそれぞれ分析していく。

1 ものと人の流れと酒

自給自足が不可能な上・中郡では、人々の生業は郡外とのつながりなしにはあり得ず、また中郡に鉱山があることも、郡内でも交換行為を不可欠なものにしていた。そして、酒は郡のすなわち山地の内と外の間に、あるいはその内側に不斷に存在した人との動きの一部をなしていたのである。

ザラトナ鉱山局は、住民の生業について以下のように報告している。「この地が山岳地で不毛であることから、上郡の臣民たち (*subditi*) は、農耕にはわずかに従事するだけで、木材取引と家畜飼育が彼らの生計の中心となっているのです」¹⁾。住民のこれらの生業とその地域外との関係、およびそこでの酒との関わりを見ていこう。

農奴たちの賦役は、1770年代以降金納に変わっていたが、極めて廉価な賃金による強制運搬労働は残されており、上郡の農奴たちは、ザラトナの王立溶鉱炉をはじめ、ザラトナの水銀工場とガラス工場、アブルドバーニャの金交換役場や王立金鉱に、木材や薪を運んでいた²⁾。

しかし、この強制運搬労働は木材と農奴たちの関わりの一面にすぎない。彼らは、自らの生業として

木材取引を行い、これは山地内外の交易の主要部分をなしていた。木材は、上郡で生産されるほぼ唯一の商品として山地の西側や東側に運びおろされ、貨幣あるいは穀物や酒と交換されることで、地域の交易サイクルの出発点となっていたのである。ナジ・アラニョシュの村役人たちの次の証言は、このサイクルを具体的に語っている。「[請負制導入] 以前は、ハンガリーには [木製の] 壺を、トランシルヴァニアの各地には木材や角材を運び出し、そこで安価で穀物を得ることができました。私たちはそれらを馬に負わせてそこから運んで来て、一部は自分たち用に残し、一部はアブルドバーニャやその他の場所でより高い値で売ることができました。そして、それで酒を買ったり、交換したりしたのです」³⁾。

木材取引と並んで住民の生業のもうひとつの軸であったのは羊と山羊の移牧である。これについて、ザラトナ行政府はある報告書の中でこう記している。「ここ [上・中郡] の住民たちは、冬には越冬のために、自分の家畜を一部はハンガリー王国へ、一部はザラード県へ連れて行き、夏の間だけここに連れ戻ってくるのが習慣である」⁴⁾。木材取引が主に上郡の住民の生業であったのに対し、移牧には両郡の住民が携わっていた。山地内の夏の牧草地は、ビストラと中郡の各村は、共同牧草地として保有し、ビストラを除く上郡の3村は、個々の農奴の分与地にあわせて分割保有していた⁵⁾。一方、越冬のための牧草地は、マロシュ川流域にあるハンガリー側のソルチュヴァを中心で確保されていた⁶⁾。これらふたつの牧草地の間で、人と家畜は季節的に移動していたのである（図1参照）。

山地と平野部を結ぶこの家畜たちの動きは、酒などをはじめとしたものの動きを伴っていた。トパンファルヴァの騒乱の原因をつくることになった請負人たちは、ハンガリーのアラドで酒を大量に仕入れ、それを移牧の流れに乗せて山地内に運び込むことを計画していた⁷⁾。しかし、この計画自身は家畜が山地に戻り始める前の5月に騒乱が起ったため実現しなかった。こうした計画がたてられたのは、ソルチュヴァがアラドと上・中郡を結ぶ通商路沿いにあったがゆえであり、ものと家畜の動きは重なり合い一致していたと言える。この動きは、請負人だ

けでなく住民たちによっても利用された。アブルドファルヴァの酒屋の女主人ヘベジャン・ラフィアは、聴取の際に「ジェッレールのブチャ・シミオンが、放牧して来た家畜を私の夫に買い戻させる時に、[そこにいた人たちに] 火酒を売っているのを見たことがある」と証言している⁸⁾。おそらくヘベジャンの夫はブチャに自分の家畜の越冬を委託したのであろう。村に帰って来たブチャは、家畜を買い戻せるとともに、運んで来た酒を売っていたのである。

木材取引や放牧といった生業は、このように山地外との結びつきの上に初めて成り立ち、またこの結びつきを一定のリズムを持って再生産していた。それに対し、中郡の住民の多くが携わっていた鉱山業にはこういった性格は薄かった。鉱夫の生活圏は、せいぜい鉱山と村と定期市の範囲に限られていた。しかし、中郡の人々も、主に上郡の住民たちが担っていた郡内外の結びつきの中にあり、それは酒をめぐって顕在化した。アブルドファルヴァの長老たちはこう証言した。「私たちは、請負人の酒販売によって損をしたと感じています。それまでは私たちはどんな葡萄酒でも火酒でも自由に売り買いし、それで稼ぐことができましたし、またそれは私たち自身が鉱山仕事をすることの助けになっていたのです。しかしながら、私たちが酒販売の自由を失ってから、火薬やろうそくやその他の道具を買い込む費用としての貨幣が不足したために、私たちは何度も鉱山仕事を中止せざるを得なくなってしまったのです」⁹⁾。

中郡の住民は、村の中やあるいは村と町の間といった狭い範囲での流通過程に関わることで、この地域にあった山地内外を結んでの広範囲な酒の動きから利益を取り出し、生業を機能させる助けとしたのである。

住民の生業の基本となっていた山地内外をつなぐ動きの焦点となっていたのが、定期市である。本稿が考察している時期、この地域にはふたつのサイクルの定期市があった。アブルドバーニャの週市とトパーンファルヴァの年市である。

その頻度から上・中郡の住民にとってより重要であったのは、毎週月曜日に開かれていたアブルドバーニャの週市である。ここには、近隣でとれた野菜や魚、肉などのほか、平野部から住民たちによっ

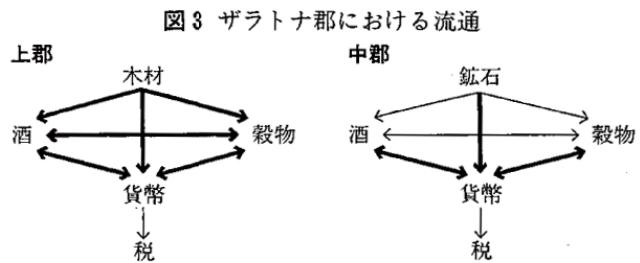


図3 ザラトナ郡における流通

て持ち込まれた穀物、衣類、鉱山道具、そして何よりも酒が取引されていた¹⁰⁾。山地内の人々を集めていたこの週市にあって特に重要であったのが、安定した貨幣収入を得ていた鉱夫たちの存在である。それは同じ月曜日にアブルドバーニャで行われた金交換によるところが大きい。行政府が報告しているところでは、「毎月曜日に、少なくとも3000フローリン時には4000フローリンから5000フローリンにもなる金がここで交換され、これらの現金が鉱夫たちを介して毎週食料購入に使われる。こうした出費があらゆる買い手と売り手に極めて大きな利益をもたらす流通を生じさせ」たのである¹¹⁾。さらにこの週市には、鉱山に雇われていた鉱夫の毎週の賃金と土曜日にトパーンファルヴァの金交換で得られた現金も流れ込んだ¹²⁾。このように、アブルドバーニャの週市は、町人と農奴によって商品が供給され、そして、主に鉱夫によって貨幣が供給されることで、山地内の生活に大きな影響力を持ったのである。

トパーンファルヴァの年市は、キリスト教の祝日にあわせて年5～6回開かれ、祝祭としての色彩をより強く持つとともに、より多くの人間を集めた。財務局の報告によると、「トパーンファルヴァの定期市には、上郡のほぼすべての住民が流れ込み、さらに数千人のよそ者がやって来た」¹³⁾。1782年5月24日の市には、トランシルヴァニア各地やハンガリーから数万人にのぼる人々が集まっていた¹⁴⁾。騒乱は、住民の生活の基本であるこうした山地内外の結びつきが交差する場で起こったのである。

山地一帯に成立していた流通は、全体として図3のようにまとめることができる。しばしば物々交換や酒などによる賃金の現物支給が行われていたこの地域では¹⁵⁾、酒や穀物も貨幣商品として貨幣と同様に流通過程に入っていた。穀物は、酒と同様に主に木材と交換されて山地外から運び込まれ、パンの原料にされたほか、先に見たように酒と交換され、あ

るいは次節で見るように酒の原料となった。

住民たちにとって交換価値が貨幣というかたちをとることが絶対的に必要となるのは税の支払いを前にした時であったが、ここでも酒の存在は重要であった。キシュ・アラニョシュの村役人たちにはこう証言している。「3年前に郡の酒販売税が導入され、徴税人の手数料とあわせて持ち込まれた葡萄酒4ウルナにつき7クロイツェル、火酒は1オクターレにつき1.5クロイツェルが課せられました¹⁶⁾。しかし、この新税は私たちにさほどの重荷を負わせるものではありませんでした。というのも、[その時は] 私たちの間での自由な酒販売によって、貨幣の流通が保証されていたからです。[しかし] 今は、この請負制の導入のために、貨幣流通は完全に止まってしまいました。[酒販売による] 個人的な利益によって、王国軍税や郡税の支払いを補うことも、わずかばかりの必要な食糧を得ることもできなくなったのです」¹⁷⁾。酒を自由に扱えないということは、穀物や木材など他の商品との交換対象がひとつ消滅し、同時に貨幣の流れを断つものであった。請負制導入によって酒の取引を住民の手から奪い去ることは、彼らの生活の基本的性格に真っ向から反するものだったのであり、請負制への反発は、まずはこれに起因したのである。

2 酒の調達と「密売」

次に、酒調達と販売の諸相を具体的に見ていくたい。

出所がもっとも明確に判明するのはビール (*cerevisia*) である。下郡の村ガラツと山地内の市場町アブルドバーニャに、ビール醸造所があった。原料の大麦は、主にハンガリーから持ち込まれ、行政府の直轄下にあるガラツ醸造所への搬入は、下郡の農奴による運搬賦役によっていた¹⁸⁾。しかし、そこで造られたビールの商品としての役割は、上・中郡においては極めて小さい。

住民にとって、ビールが生産段階では姿を現し、流通・消費段階では影を潜めるのに対し、葡萄酒 (*vinum*) はちょうど正反対の性格を持っていた。当時、その標高のために山地内では葡萄が生産不可能であったため、葡萄酒は山地外で造られたものが

持ち込まれていた。請負制導入前には、その供給元は極めて多様であった。住民たちは、「酒の質と価格に応じて」¹⁹⁾、トランシルヴァニアの各地やハンガリーから調達しており²⁰⁾、このことは、酒の（あるいは酒を媒介とした）取引を有利にするための選択肢が、すなわち一定の戦略の余地があったことを意味している²¹⁾。前節で確認したような人と酒の動きの中にあったのは主にこの葡萄酒である。しかし、請負制が導入され、請負人たちがアラドの商人と契約を結び大量の葡萄酒を調達するようになると²²⁾、住民たちに酒取引における戦略の余地は与えられなくなった。住民たちの葡萄酒調達への関与は、請負制によって直接的に影響を受けたのである。

これに対し、火酒の調達に関しては、むしろ間接的に、すなわち酒そのものの調達よりも原料の調達段階で影響を受けた。というのも、火酒は山地内でも生産され得たからである。ここでは主に2種類の火酒（すもも原料のもの [*crematum e prunis*: ツイカ、パーリンカの類] とライ麦を主とする穀物原料のもの [*crematum e frumentis; e siliginibus*: ウォッカの類]）が生産されたが、それらの原料の供給形態は多様である。請負人たちは、当初示した請負条件の中で、郡内でとれるすももを住民がよそ者に売らないよう要求した²³⁾。これは、本契約では請負人の優先調達権にとどめられることになったが²⁴⁾、これらの事実から、郡内での火酒製造分のすもものは、ある程度郡内でもかない得たと思われる。これらのすもものを用いて、市場町アブルドバーニャの火酒蒸留業者がある程度まとまった規模の生産を行っていたほか²⁵⁾、上・中郡の住民も広く自家製造を行っていた。たとえば、ケルペーニュのある農奴は、自分の火酒蒸留場 (*propria prunaria*) を持っており²⁶⁾、アブルドファルヴァのあるジェッレールは、自分の火酒蒸留器 (*ahenum proprium*) を持っており、それで造った火酒を請負制導入後にも関わらず堂々と売っていた²⁷⁾。

一方で、穀物の火酒は、自家製造に不向きであるため、ガラツ²⁸⁾とアブルドバーニャの醸造所で主に造られ、その原料は、前者へは運搬賦役で、後者へは業者自身あるいは定期市を介して山地外から調達された。アブルドバーニャへの原料穀物供給には、

村人たちが深く関わっていた。たとえば以下に引用するトパーンファルヴァの村役人たちの証言からは、原料調達を含む酒の取引が住民の生活戦略に組み込まれていた様を見て取ることができる。「[請負制導入] 以前には、私たちは、穀物を一部は粉に挽いてパンにするために、他の籠にかけた後の劣悪なものとライ麦とは火酒を蒸留するために、山地の下の諸地方でまとめ買いし、私たちの荷馬で〔運んでおりました〕。これらは、アブルドバーニャの人々や火酒を蒸留器で造っている他の人々に、利益を上乗せして売っておりまして、私たちはこの商売でかなり成功していたのです²⁹⁾。請負人は、葡萄酒とともに火酒もアラドから山地内に運び込むことで、こうしたネットワークをも破壊したのである。

請負制導入は、販売段階においてはまた別の影響を与えた。すなわち合法販売／非合法販売の分類を住民の生活の中に導入したのである。請負制導入を境にして、造られあるいは持ち込まれる酒には、その調達方法と目的、そしてそれに携わる者の身分に応じてその意味が細かく分類される必要が生じることになった³⁰⁾。請負人以外による郡内での酒販売を禁止するためのこの分類は、すでに表2で確認した通りである。しかしながら、そこに貯蔵あるいは所持という要素が加わることによって、各項の間の境は請負人側による取り締まりの中で簡単に曖昧にされ得た。同じ酒を禁止されているものとそうでないものに明確に区別することは不可能であった。ある農奴は、合法的に郡外に売るために酒を持っていましたが、請負人の使用人に火酒を取り上げられ、さらに10フローリンと燕麦と蜂蜜を罰として課せられた³¹⁾。こうして、合法／非合法をめぐって、同じ酒に付与される意味の争奪が始まったのである。

請負導入後に唯一確実に合法的たり得る酒販売形式は、請負人を介して酒を調達した村の酒販売人(*educillator*)によるものであった。1782年に、上・中郡に何人の酒販売人がいたのか正確には分からぬ。ホレアの反乱が鎮圧された後の1785年6月の記録では、上郡に31人、中郡に11人の名があげられているが³²⁾、そこに登場しない名もそれ以前の史料に見出すことができるため、実際にはこれを上回

る数であったと思われる。彼らはほぼすべてが農奴であったが、ゲオルギウス・ヴェレシュのような貴族もいた。彼は、トパーンファルヴァに店舗³³⁾を構えており、そこには日常的に（つまり定期市の時以外にも）客が来ていた。この村には、ほかにも居酒屋(*taberna*)が複数あったことは確かであるが³⁴⁾、すべての販売人が店を持ったり恒常に営業していたわけではないであろう。こうした販売人たちは、請負制下あるいはそれ以降に、聴取の中で積極的に「密売人」を名指しするなどにより、村の中である種の微妙な立場に置かれることになった。

史料がより多く語ってくれるのは、こうした酒販売人による合法的な販売よりも、その他の住民や貴族による「非合法」の販売形式の方である。もとより、これが「非合法」とされるのは請負制導入を境にしてであり、請負制が導入される以前には、これら「合法」「非合法」という2種類の販売行動の間には、境界線は存在しなかった。

ブツムの女酒販売人トゥッフ・ペトカの証言するところによると、この村では貴族も農奴もこぞって「密売」にいそしんでいた。「貴族チュカ・オーン、チュドイエ・ジョルジエ、チュドイエ・ユオン（彼は彼らの娘たちの結婚に際して、馬4頭分〔の酒〕を持って行きました）、そして兵士ストゥルツ・オーン通称クレーツが、火酒と葡萄酒を売っていました。また同様に、郡村長の妻が酒の壺を運び込んでいたとのうわさを一度聞いたことがあります、実際彼女が〔アブルドバーニャの〕町人シモン・ジョルジの火酒蒸留所から運び出すのを私は見ました。もっと密売人の名をあげることはできますが、飲んでいるところを私が自分で見た者をあげますと、モラル・トドシエは郡村長バイエシャーン・マカヴェの家で飲んでいましたし、スターンク・ヤーコブや県村長チェテラシュ・ルプは、彼らから数日のうちに3オクターレの火酒を買っていました。さらに、ルペ・ペトルが空の壺を町人シモン・ジョルジのところへ運んで行き、町からブツムへ戻ってくる時にそれに火酒を満たして運んでくるのを見ました」³⁵⁾。聴取では、このほかにも、司祭、農場管理人、ジェッレールなどが密売人として名指しされている。

このように広く存在していた「密売」に関して、

2点確認しておきたい。まず「密売」の取り締まりについてである。請負制導入前に、行政府は村役人に対して、違反者は17フローリンの罰金に処せられることを申し渡し、村役人はそれを住民に伝えた³⁶⁾。これによって、村役人には「密売」を取り締まる義務が生じたのだが、自身それに関わっていた彼らが積極的に動くべくもなかった。ケルペニエシュの県村長は、ほかの証人が村の「密売人」の名をあげているにも関わらず、こう言い放った。「私は、請負人の酒販売人以外の者で不正に酒を売っていた者を誰も知りません。郡長様の命令により、私が職務としてこういったことを見張っておりましたから」³⁷⁾。確かに、聴取の場では販売人たちやその他の住民も「密売人」を告発したが、普段から取り締まりに精を出していたのは請負人の使用人たちであった。彼らは、5月24日の騒乱以前から郡内に反感を撒き散らしていたのだが、そんな彼らも在地貴族には直接手を出すことはできなかつたようである。トバーンファルヴァの副金交換人である貴族ゲオルギウス・ビストライの密売疑惑に対しては、請負人による再三の申し入れによって聴取が行われたものの、彼自身の関与については明らかにならなかつた³⁸⁾。

次に、酒販売における女性の重要性を指摘することができる。これは、まず聴取にあたっての証人の中に見られる。1782年9月に中郡で行われた酒の「密売」に関する聴取の際、3人の女酒販売人(*educcillatrix*)が証言した。この聴取の証人全体(全40人)に占める女性の比率は高くないが、別の聴取、たとえば同年6-7月に行われた騒乱に関する聴取には全49人中ひとりの女性も見出せないと比べると特徴的である³⁹⁾。また、証言の中にもさまざまな女性が登場する。ズツムでは、ある寡婦がこの村に火酒を持ち込み罰金を課されたほか、郡村長の妻が夫の行う村裁判に集まった住民に火酒を売っており⁴⁰⁾、またケルペニエシュでは、酒販売人の娘が父の合法的な稼業の脇で自家製の火酒を売っていた⁴¹⁾。なかでも有名であったのは、副金交換人ビストライの妻と娘と、さらには孫娘による「密売」である。これら3人の女性は、ビストライ家のふたつの館(*curia*)で分担して、つまり妻と娘はトバーンファルヴァ、孫娘はビストラでこれを営んでい

た⁴²⁾。金交換が毎週行われるトバーンファルヴァでは、「密売」は家長の仕事と密接に関わるものであった。トバーンファルヴァのある鉱夫はこう証言している。「私が、幾人かの鉱夫たちとともに、金交換人の家で金を交換しようとしていた時、金交換人殿の娘が鉱夫たちに火酒を売っているのに気づきました。私もそこで飲みました」⁴³⁾。このように、女性による酒販売は、寡婦としてあるいは家長の隣で営まれ、彼らの家計の少なくとも一部をなすと同時に、住民のさらには貴族や鉱夫たちの酒をめぐる日常生活に組み込まれていたのである。

このように、ザラトナ郡への酒供給は山地内外の関係において住民の生業と密接な関わりを持っており、また村の中で広く見られた酒販売も彼らの生活の一部をなしていた。請負制導入は、酒販売への関与を断ち切ることにより生業の円滑さを損ない、住民による酒販売を「密売」と規定することによって酒そのものの性格規定(合法的な酒か否か)の必要を住民に強い、彼らの日常生活に混乱を生じさせたのである。

- 1) IRH, A. vol.1, no. 307: 496. [上郡についての鉱山局の報告書: 1984年7月17日].
- 2) IRH, A. vol.1, no. 21 [上郡4村の皇帝への嘆願書: 1781年2月] : 44-45.
- 3) IRH, A. vol.1, no. 85: 160-161. ここから分かるように、アラニョシュ川を使って運搬できる山地の東側(トランシルヴァニア各地)には、加工前の木材が、峠越えを必要とする西側(ハンガリー)には加工品が運び出されていた。山地東のマロシュ川流域は、トランシルヴァニアの穀物、葡萄酒生産の中心であり、山地西のハンガリー・ビハル県およびアラド県は、ハンガリー大平原の穀倉地帯で、葡萄栽培も盛んであった。また、ビハル県のエールメッレーク地方は、デブレツェンなど大平原の都市への葡萄酒供給の中心でもあった。Berlász, *op.cit.*: 389; Papp K., *Biharország jobbágynépe. A magánbirtok és jobbágysága a XVIII. században*, Debrecen, 1998; Rácz I., *A debreceni cívisvagyón*, Debrecen, 1989: 98-125; Varga Gy., *Érmelléki szőlőkultúra*, Berettyóújfalu, 1979.
- 4) IRH, A. vol.1, no. 69 [アブルドバーニャとトバーンファルヴァの週市に関する行政府の考察: 1782年5月20日] : 116. ザランド県は、ザラトナ郡から南へバナートへ行く途中に位置する。

- 5) IRH, A. vol. 1, no.294 [ザラトナ郡の実態に関する鉱山局の調査報告書:1784年6月11日]: 467.
- 6) IRH, A.vol. 1, no. 296 [直轄領の実態に関する財務局の報告書:1784年6月25日]: 475.
- 7) 「[アラドの] 商人が夏の間に放牧を利用して上郡に運び込み、トバーンファルヴァで荷降ろしすることを条件とした契約を〔このアラドの商人と〕結んだ。〔しかし〕 5月はまだ放牧に適した頃ではなく、また甕も破壊され、請負の遂行が妨害されたため、請負人はこの売人にその断念を通告した。」 IRH, A. vol.1, no. 220 [請負人と地方政府による騒乱の損失の清算書:1783年4月11日]: 371.
- 8) IRH, A. vol.1, no. 152 [酒の「密売」と取り締まりについての中郡の村役人に対する聴取:1782年9月17日]: 292.
- 9) IRH, A. vol.1, no. 85:183.
- 10) IRH, A. vol.1, no. 69:108-137. 特に120.
- 11) IRH, A. vol.1, no. 69:114.
- 12) IRH, A. vol.1, no. 69:131. なお、この史料は、金交換と同じ土曜日に週市を開く権利を主張したトバーンファルヴァに対し、アブルドバーニャが山地内での週市権を独占するために反対した際の報告書である。
- 13) IRH, A. vol.1, no. 183 [騒乱に関する財務局の報告:1782年11月28日]: 318.
- 14) IRH, A. vol.1, no. 94:202-219.
- 15) ケルペーニュの村役人の証言によると、彼らは「鉱山で働いており、その報酬は上質の酒で受け取ることが許されてい」た。IRH, A. vol.1, no. 85:179.
- 16) 酒の容積単位は、1ウルナ (urna) = 8オクターレ (octale) = 約10.9リットル。
- 17) IRH, A. vol.1, no. 85:165.
- 18) IRH, A. vol.1, no. 19:45.
- 19) IRH, A. vol.1, no. 19:38.
- 20) トランシルヴァニアの葡萄酒生産地については以下を参照。Marienburg, *op. cit.*, vol.1: 42; Feyér P., *A szőlő- és bortermelés Magyarországon (1848-ig)*, Budapest, 1981; M. Oşlobeanu(*et al.*), *Zonarea soiurilor de viaţă de vie în România, Bucureşti*, 1991. ザラトナ郡の周辺では、ボルベレック、マジャール・イゲンなどが代表的な生産地であった。IRH, A. vol.1, no. 31 [アルメニア人商人らが財務局に提示した請負条件:1781年7月30日]: 57. これらの産地に近い下郡の農奴には葡萄酒の運搬賦役が課せられていた。
- 21) たとえば、ナジ・アラニョシュの村役人たちによると、彼らは各地の住民たちとの取引の際、「葡萄酒が豊富にあっても市の値が高い時には、一部はこちらから、もう一部はあちらから買うと言ひ張ることで、かなり安い値で合意したもの」だった。IRH, A. vol. 1, no. 85:161.
- 22) IRH, A. vol.1, no. 220:376.
- 23) IRH, A. vol.1, no. 31:60.
- 24) IRH, A. vol.1, no. 47:77.
- 25) IRH, A. vol.1, no. 69:115.
- 26) IRH, A. vol.1, no. 150 [酒の「密売」と取り締まりについての中郡の村役人に対する聴取:1782年9月17日]: 285.
- 27) IRH, A. vol.1, no. 152:292.
- 28) しかしここで造られた火酒は峠の険しさのため上・中郡に運び込まれることはなく、マロシュ川沿いにフニャド県やバナート地方へ運ばれていた。IRH, A. vol.1, no. 19:39.
- 29) IRH, A. vol.1, no. 85:171.
- 30) IRH, A. vol.1, no. 47:74-77.
- 31) IRH, A. vol.1, no. 150:285.
- 32) IRH, A. vol.4, no. 72 [反乱による上郡の酒屋の被害算出表:1785年6月1日]: 80-82; IRH, A. vol.4, no. 70 [中郡の被害算出表:1785年6月1日]: 78-79.
- 33) 彼は自分の店を *taberna* とも *domus* とも呼んでいることから、店舗をかねた家、あるいは居酒屋の部分が付随した家だったと思われる。IRH, A. vol.1, no.86: 187-190.
- 34) *Ibid.* ここで聴取官の質問に *per expilationem tabernarum* または *in domibus educillatoris* と複数形で言及されている。
- 35) IRH, A. vol. 1, no. 152:290.
- 36) IRH, A. vol. 1, no. 150:284-285.
- 37) IRH, A. vol. 1, no. 152:292.
- 38) IRH, A. vol. 1, no. 146 [ビストライの酒密売疑惑についての聴取:1782年9月10日]: 272-282.
- 39) IRH, A. vol. 1, no. 94.
- 40) IRH, A. vol. 1, no. 152:289.
- 41) IRH, A. vol. 1, no. 150:288 ; no.152: 292.
- 42) IRH, A. vol. 1, no. 146:272-282.
- 43) IRH, A. vol. 1, no. 146:274.

III 飲酒とその意味作用

1 飲酒の機会と人的結合

請負制導入を契機に「密売」とされることになる酒販売のかたちは、決して異常なものではなく極めて日常的なものであったと言えるであろう。こうして売られる酒は、先に見たような交換を目的としたものではなく、飲まれるために買われるものであっ

た。ただ、ここで確認しておかなければならぬのは、上・中郡で飲まれた酒すべてが買われたものだったわけではないということである。自家製造－自家消費や贈与交換というかたちでの調達も相当量あったと考えられる。しかし、残念ながらそうしたかたちで動く酒はここで扱う史料の中には現れてこない。

行政による試算によると、1年間に上・中郡で、葡萄酒は7604ウルナ、火酒は2375.5ウルナが売られることになっていた¹⁾。この試算は、騒乱後の請負制の中断による請負人の損害額を算出するために出されたもので、実績に基づくものではない。しかし、行政は請負制導入前にも葡萄酒のみで5000～6000ウルナとの見積りを出しており²⁾、この点ではおおむね妥当な試算と思える。ただ、近隣の郡外地域（特に市場町アブルドバーニャ）での郡住民の消費は含まれず、また自家製造－自家消費や一部の「密売」などは考慮されていないため、実際にはこの数字を相当上回る消費量があったと考えられる。これらのことを見た上で、酒の消費のかたちを見ていきたい。

人々はいつでもどこでも酒を飲んでいたわけではない。酒を飲む機会というものがあり、それには一定のリズムがあった。行政による販売量の試算からは、人々の年間の消費傾向も読み取ることができる。これによると、年間総量のそれぞれ4分の1が、（1）冬（9月中旬から4月中旬）、（2）夏（4月下旬から9月上旬）、（3）定期市、（4）集まり（*concursus*）あるいは家畜市（Nyegyee, Nedejas³⁾）での会食の間に飲まれた⁴⁾。すなわち、狭い意味での日常生活あるいは家族や同事仲間との飲酒（1）（2）が約半分を占め、残る半分は共同体的あるいは地域的な飲酒（3）（4）が占めていた。また、短い夏の間に冬と同程度の量が飲まれており、定期市におけるものも（アブルドバーニャの週市は請負外であり）年間5～6回のトパーントアルヴァの年市での消費量であるから、かなり集中的に酒が飲まれる機会となっていた。

より具体的には、人々はどのような機会に酒を飲んでいたのだろうか。まず、先に見た「密売」の機会は、即、飲酒の機会でもあった。アブルドファル

ヴァの司祭が火酒を売っていた時、傍らにはそれを飲んでいる人たちがいたし⁵⁾、金交換の際にビストライの娘から火酒を買った鉱夫もその場で飲んでいた。そしてもちろん正規の居酒屋でも（ヴェレシュの店のように）、普段から酒が飲めた。

買われた酒は、言うまでもなく家にも持ち帰られた。ケルペーニュのある農奴の妻は結婚式をひかえて酒を買い込んで来た。「私は、商売のためではなく、結婚式にたくさん飲むために、アブルドバーニャの町から2オクターレの火酒を家に持ち込みました」⁶⁾。酒が必要なのは祝いの席だけではない。同じ村の別の農奴は、「自分の蒸留場で、父の死に際して造った火酒」を葬式で出していた⁷⁾。また、病気の際にも、人々は葡萄酒と火酒で病人を看病していた⁸⁾。

週単位のリズムにもっとも組み込まれていた飲酒の機会は、アブルドバーニャの週市である。行政が述べるところによると、「月曜日のアブルドバーニャの市に、中郡からも上郡からも住民が集まり、彼らはそこで大量に飲むことを習慣としている。平日には、彼らは決まった集まりの場を持っていないので、まったく飲まないかほんのわずかしか飲まず。仕事の時には〔飲むのを〕やめている。上郡では、市の時や祭りの日にできる限り大量に飲むことが習慣になっている」⁹⁾。こうした機会には「農夫（*agricolae*）よりも鉱夫（*monticolae*）がより多く飲むことは確か」だったようである¹⁰⁾。鉱夫の飲酒は、アブルドバーニャの参事会がステレオタイプ化して言うような「彼らの養う家族を不幸に追いやり、彼らの鉱山の主人に労働力の不足を生じさせるだけでなく、彼ら自身の人生と貴重な時間とを乱痴気騒ぎと放蕩へとささげてしまう危険に誘惑されている」というほどではなかったとしても、月曜日の週市での飲酒が火曜日以降の鉱山仕事に影響を及ぼすことはしばしばあったようである¹¹⁾。それゆえ、飲酒と生活のリズムの関係は、両義的であった。すなわち、飲酒行為は、一定のリズムを持っていたとともに、労働のリズムを乱すこともあったのである。

アブルドバーニャの町まで来ないとすれば、飲酒の機会は別のリズムに支配されていた。中郡ブツムの「県村長チェテラシュ・ルプは、昔からつい最近

まで、祭りの際に火酒を売ることを習慣として」いたが¹²⁾、こうしたキリスト教の祝日はしばしば同時に年市の日でもあった。年数回開かれたトパン・ファルヴァの年市は、アブルドバーニャの週市よりも雑多な人々を集めて、一層盛大に酒を飲む機会となっていた。市場には葡萄酒が入った甕が並べられ、農奴が造った蜜酒や火酒も売られた。1782年5月24日に騒乱が起こったのはまさにこの場であった。騒乱の最終段階の居酒屋での略奪宴会も、市での祝祭的飲酒の極端な例と言えるであろう¹³⁾。

こうした飲酒は、人々のつながりの中にあり、これを生産・再生産していたのである。たとえば、先に登場したトパン・ファルヴァの鉱夫は仕事仲間と金交換に行きそこで酒を飲んでいたし、結婚式や葬式に集う人々も普段から近い関係にあったと考えて良いであろう。さらに、騒乱数日前の居酒屋では、「謀議」をしている者たちもいた。上郡の村長や参審員を勤めたこともある村人�数人が、ヴェレシュの居酒屋で酒を買い、そこで飲みながら請負制導入に対する不満をぶつけ合い、さらには請負人に対して何か行動を起こそうと話し合っていたのである¹⁴⁾。

有力な村人が貴族身分の営む居酒屋で行政府の側からしてみれば陰謀としか思えない相談をしていたという興味深い光景は、山地中の村々における貴族と農奴の間の関係を典型的に示している。つまり、支配／被支配関係は、日常性の中で相対化され得たのであるが、それを顕著に示しているのが、副金交換人ビストライと村人の関係である。彼は、主従関係や家父長的関係というよりもむしろ共謀関係と言えるものを、農奴や鉱夫との間につくり出していた。ある鉱夫はアブルドバーニャで次のような光景を目にしている。「[ビストライ氏はこう言いました]『アルメニア人はアルメニアに行け。特に〔請負人の使用人〕イサークとヴェルターンがトパン・ファルヴァに来たら、足かせをくらわせてやる。』この時ビストライ氏は酔っ払っていました。ビストライ氏がこう言った後、農民のブスタン・ニクラも、彼に接吻を押し付けて (*oscula infigo*) 言いました。『俺たちの指揮官はこの人ビストライ氏だ。俺たちは絶対に裏切ったりしないぞ。』この農民はまたこうも言いました。『もしこの先アルメニア人たちが

トパン・ファルヴァにいたら、奴らは殺されるぜ。』これに対してビストライ氏は彼に黙るよう注意したので、私には彼らが何を話したかは分かりません。この時、この農民は酔っ払っていました」¹⁵⁾。身分上の上下関係を内に含みながらも、この2人は身振りと会話を通して、互いの関係の近さを公然化した。そしてそこには共通の飲酒行為が媒介していたのである¹⁶⁾。

2 飲酒と差異化——種類・価格・品質——

ある面では飲酒が結合を生み出すとしても、同時にそれは差異を生じさせた。言うなれば、これらの機能は表裏の関係にある。

酒が人々の間に差異を生み出すためには、人々が酒の間に差異を見出していくなければならない。酒の間にある差異でもっとも明白なのは、種類の違いである。本稿で扱っている史料に登場する酒は、これまでも言及してきた葡萄酒、すももの火酒、穀物・ライ麦の火酒、ビールのほか、蜜酒 (*mulsum*: 葡萄酒に蜂蜜を加えたもの)、葡萄酒の濁の火酒 (*crematum efecibus*: マールの類)、アブサン (*absynthium*) などがある。しかし、この地方で造られるか持ち込まれることによって姿を見せるこれらの酒すべてを、上・中郡の（貴族・農奴・鉱夫を包括した）人々が飲んでいたわけではない。

1782年9月に請負人の貯蔵庫に見出された酒を見てみよう（表3）。この表で明らかなのは、ビールと穀物原料の火酒が見あたらないことである。この2種は、ともにガラツとアブルドバーニャで造られていたにも関わらず郡内に貯えられていない。上・

表3 上・中郡の請負人貯蔵庫における酒の種類と貯蔵量

	酒の種類	価格 (1ウルナ当り)	貯蔵量 (単位: ウルナ)
中 郡	上級のハンガリー産葡萄酒	1フローリン 42クロイツェル	111
	中級のトランシルヴァニア産葡萄酒 葡萄酒濁の火酒	36クロイツェル 3フローリン 40クロイツェル	663 5
上 郡	すももの火酒 アブサン	2フローリン 1フローリン 30クロイツェル	792 45
	中級のトランシルヴァニア産葡萄酒 すももの火酒	56クロイツェル 2フローリン	412 380

典拠: IRH vol.1:263-264より作成

中郡に関してこれまで扱ってきた人々の証言や行政府等の報告書にも、ほぼまったくビールは現れてこない。さらに穀物の火酒は、ガラツを含む下郡の貯蔵庫にさえ見出せない¹⁷⁾。つまり、これらはザラトナ郡の人々にとって嗜好の対象としては二次的なものにすぎなかったと言えるであろう。それは、量が極めてわずかな葡萄酒濃の火酒とアプサンについても同様である。また、葡萄酒の加工品である蜜酒も重要な役割を演じてはいない¹⁸⁾。それゆえここで問題にしうるのは、すももの火酒と葡萄酒の2種である。しばしば「火酒」とだけ記述されているものも、すもも原料のものと考えて差し支えないものと思われる。それでは、この2種の間にどのような消費性向の違いが見られるのであろうか。

葡萄酒を飲むか火酒を飲むか（飲むべきか）という選択をする時、人々はその属する人間集団に応じて異なった対応をした。まず、貴族たちが自分たちの飲む酒として調達したのは葡萄酒である。ある農奴はこう言っている。「貴族のラーンタ・アンドリスとガーポルが、自家用に葡萄酒を〔アブルドバーニャの〕町から持って来ているのを見たことがあります」¹⁹⁾。貴族たち自身も自分たちの嗜好について語っている。「実際、私たちは、請負人両氏に自由に酒の販売をやらせており、私たちの誰かがお金を持っている時、望むなら葡萄酒を飲み、望まねば水を飲むのです」²⁰⁾。すなわち、貴族たちは葡萄酒を飲むだけでなく、火酒を飲まないのである。彼らは、自分が飲むにふさわしいものは葡萄酒であると考えていたのであり、さらに火酒よりも水を選んだのである。

では、貴族に対して農奴やジェッレールたちは何を飲んでいたであろうか。貴族とは別のもの、すなわち火酒を飲んでいたのである。彼らが、葬式や結婚式の際に飲んでいたのは、買って来たりあるいは自分で造った火酒であった。人の家に行って飲んだのも火酒である。ブツムでは、郡村長も県村長とともに、村裁判の際に集まった農奴たちや家に来た人々に火酒を飲ませていた²¹⁾。ブツムのある農奴は言う。「郡村長バイエシャーン・マカヴェの家では火酒を売っていましたが、私はある時そこで少しだけ飲んだことがあります」²²⁾。農奴が好んで火酒を

飲むことには、年齢を問わない。「ある時、私はヘベジャン・シャーネドルの家でムラジン・シミオンとマーニヤ・ヤコブという若者とあるブツムの人が火酒を飲んでいるのを見たことがあります」²³⁾。この家で火酒を飲む時に、貧富の差も問われない。アブルドファルヴァのあるジェッレールは、こう証言した。「ある時、私は、私の父〔中略〕とステファンというブツムの人とともに、ヘベジャン・シャーネドルの家で、火酒を飲みました」²⁴⁾。このように、これらの人々は火酒を好んで飲むという点で同じ性向を持っていた。この性向は若いうちから身につき、この嗜好の前では農奴とジェッレールという階層の違いも大きな意味を持たず、これを満たすために村長もジェッレールもさらに前に見たように寡婦も火酒の「密売」に精を出していたのである。

ところで、彼らが葡萄酒を飲まなかったというわけではない。たとえば、病気の時に葡萄酒を飲んだ形跡があるほか²⁵⁾、騒乱の後の略奪宴会では葡萄酒を暴飲していた。しかし、この略奪宴会で見ることができる葡萄酒と火酒という2種の酒の扱われ方の違いに、注意する必要がある。略奪宴会で、彼らは「戦利品の葡萄酒を夢中で飲み干し、さらに火酒が入っている壺を持ち去った」のである²⁶⁾。彼らは、貴族の営む居酒屋で貴族の飲み物たる葡萄酒を浴びるように飲むことによって、貴族の持つ優越性を自分のものにし、一瞬の間だけ自分たちを優越化させた。このささやかな意味の「転倒」によって、騒乱は締めくくることができた。その後彼らは瞬く間に日常性に戻って行った。つまり、家で飲むために（自身分の酒たる）火酒の壺を抱えて帰途についたのである²⁷⁾。

このように、貴族と農奴の間には、飲酒を通して結合や交錯が生じることもあれば、厳然たる差異もまた疑うことなく存在していた。好みの酒に関する、あるいは「身分相応の」酒に関するこうした差異は、貴族ビストライの家族が火酒を売り、農奴たちが市に葡萄酒を持ち込むという事実によって矛盾に陥るものではなく、むしろ、供給者と消費者の交錯の上にこそ存在し得た。また、飲むべき酒の差異があつたからこそ、略奪宴会での転倒が意味を持ち得たのである。

この郡には、貴族と農奴住民との間に見られる生活圏の交錯が、嗜好の交錯あるいは混合として現れていた人間集団も生活していた。鉱夫たちである。彼らは、まず農奴の飲み物火酒を飲んでいた。トバーンファルヴァのある鉱夫はこう言っている。「私は、聖靈降臨祭前に、ビストライ氏の娘から火酒を買って飲みました」²⁸⁾。しかし、彼らは葡萄酒も飲んでいた。金交換の際に、同じくビストライの娘から葡萄酒を買って飲んでいる鉱夫たちが目撃されている²⁹⁾。身分的に農奴であるものの、賦役税を免除され特権的な立場にあった鉱夫たちは、嗜好の点でも貴族と農奴の中間に自分たちを位置づけていたのである。

このように酒の嗜好の面で、これら3種の人間集団において相互に差異とともに交錯が生じたのに対し、こうした集団間の関わり合いから距離をおいた集団もあった。ロマである。この地域では主に砂金採りに従事していたロマ³⁰⁾の酒消費の姿をうかがい知ることのできる数少ない証言によると、彼らは火酒を飲んでいた。「ジプシーのドンドシュ・ミハイは、上質の火酒を〔隣村の〕ルプシャから持ち込んで、彼の仲間たちを家に飲みに誘っていました」³¹⁾。この証言からでは、彼らがどのように火酒を調達したか、また葡萄酒などを飲んだか否かは分からぬ。ただ、彼らがロマだけで酒を飲む傾向があったと言うことはできる。

このように、火酒を飲むか葡萄酒を飲むか、あるいはどのように飲むか、という点から、人々を分類することが可能であった。しかし、酒をめぐって差異化が生じるのは、種類の観点のみではない。人々は、それぞれの酒の品質と価格に関する、厳しい差異化の作業を行っていた。これを、飲酒行動の面で分析することができれば、先に見たような人々の自己分類を（特に、階層化という重要な側面において）さらに細かく観察することができるであろうが、残念ながら史料はそこまでは語っていない。ただ、人々が品質と価格という指標に不断の関心を払っていたことだけは示すことができる。

行政府が上・中郡について請負制導入前に報告したところによると、「1779年には、葡萄酒は、オクターレ当り6クロイツェル、品質の点で良いものに

なると8.5, 10, 12, 14, 15クロイツェルで、もっとも良い種類のものでは17クロイツェルで小売りされていた。火酒を蒸留する者たちは、火酒をオクターレ当り15クロイツェルや17クロイツェルで小売りするのを習慣にしており、1/8オクターレ単位で売ることを習慣としている者は、1/8オクターレを3クロイツェルで小売りしていた」³²⁾。つまり、請負制導入前には、葡萄酒の場合7段階の価格があり、火酒には価格2段階とあわせて売買の単位量が2種類あった。人々は売買にあたってこれだけの分類と選択をすることができたのである。この分類体系は請負制が導入されると変化を起こした。まず、価格そのものが2倍になった³³⁾。さらに、以前には多様であった価格帯が、激減あるいは消滅した。先に表3で見た請負貯蔵庫の在庫表（そこに記された価格そのものは、おそらく仕入れ値であるため、数字上の比較には使えない）によると、葡萄酒は、中郡で2種類、上郡で1種類、火酒は、中郡で原料の違う2種類、上郡では1種類しか存在しなくなったのである。

この変化の中で人々により大きな影響を与えたのは、価格自体が高騰したことよりも、価格に関する選択権が自分たちのものでなくなったことである。このことは、彼らが酒の品質について示した関心を見れば明らかになる。酒を扱うにあたってその品質が問題となることは、この地方に関わる人々にとって当然のことであった。中郡の村役人への聴取にあたった判事は、こう質問している。「前述の請負人たちは、上質のものではないとしても、少なくともこの山岳地の習慣に見合うだけの〔品質の〕火酒を扱っていたか、また今も扱っているか？」³⁴⁾。これに対し、ブツムの村役人たちは答えている。「彼ら〔請負人たち〕は、請負制の開始時から始まって〔今から〕2週間前にいたるまで³⁵⁾、健全な嗜好からすれば（*salva venia*），腐っていてとても飲めないような火酒を扱っていました」³⁶⁾。別の機会に、ケルペニエシュの村役人たちは、嗅覚も用いてこのことについて語っている。「〔彼らが扱っていたのは〕非常に劣悪な種類の火酒です。これは請負人の2人の使用人も認めていることですが、その壺からは、ある種耐えられないような臭い・悪臭が漏れ出

ていました」³⁷⁾。この地方の住民たちが悪臭として感じる臭いは、アルコール濃度の違いあるいは地方的な酒質の違いによるものでもあったようである。これらトランシルヴァニアの西の外れの住民たちは、(距離的にはそれほど遠くなく、移牧などで関わりの深かった) バナートから請負人によって持ち込まれたこうした火酒を毛嫌いしていた。請負制廃止後、行政府直轄となった酒販売でバナートの火酒を扱おうという案に反対して、地方長官はこう述べた。「バナートのすももの火酒は、(価格からもまた判断できるように) 確かに弱い [劣悪な] 品質のものでありますし、さらにはこの郡の住民の性質 (*genius*) がこの手の酒を嫌悪するものですから、彼らは必要があっても、ほかの種類 [の酒] がなくなっていても、[この酒を] 飲まないです。逆に、もっとも軽いものであっても、穀物や葡萄酒の濁から作った別の火酒が適当な価格で売られているなら、彼らはむしろこちらの方を [バナートのすももの火酒より] 好むでしょう。これは、請負人たちが持ち込んだこの種の火酒が良い例であります」³⁸⁾。ザラトナ郡の住民にとって、軽いすももの火酒は、軽いその他の火酒よりもたちが悪いものであった。これに比べれば価格は重要なことではなかったのである。しかも、これは住民の「性質」と言われるほどにまでなって彼らの身に染み付いていた³⁹⁾。

住民にとって重要であったのは、価格と同時に品質に関して自分たちの好みのものを、自分たちの性向にしたがって選びとる余地が存在するということであった。ここで問題であったのは、価格と品質の指標そのものの高低ではなく、これらが関数となっていることであり、さらにその変数が自分たちの手中にあることであった。それゆえ、請負契約条項に明記され、行政府やさらには総督によって繰り返し請負人に要請された「適正な価格と適当な品質 (*in moderato pretio, justa qualitate*)」の遵守というものは、当局がこうした住民の論理の性格を半分しか理解していなかったことを意味している。請負制そのものが、つまり選択可能性の剥奪そのものが、住民の論理とは相容れないものだったのである。

このように酒を飲むという行為は、単なる消費行為にとどまらない。機会を選び（または見つけ）、

ともに飲む相手を得ることで実現した飲酒行為は、人的結合関係を生産・再生産するとともに、それと表裏の関係にある差異化の機能も持った。飲む酒の選択権の問題は、酒の間に差異（種類、価格、品質）を見出し分類すること、そしてそれを飲む者の中に差異と結合をつくり出すことの、すなわち人々（農奴、ジェッレール、鉱夫、さらに部分的には貴族とロマ）の認識システムの問題であったと言える。酒を飲むことを通して、より無意識的な性向として自己と他者を分類・差異化しつつ両者を関わらせるなどを、人々に可能にしていたのである。請負制導入が結合関係を乱し、認識システムを機能させなくなったのは明らかであろう。このことが、前章で見た生業との関わりにおける酒の機能の搅乱と並んで、騒乱の背景となつたのである。

- 1) IRH, A. vol. 1, no. 220:373-374.
- 2) IRH, A. vol. 1, no. 19:40.
- 3) 現在のルーマニア語表記では *nedeie*。山の放牧地などで行われ、娘市（若い男女の出会いの祭り）などの祝祭の機会であった。O. Buhociu, *Die rumänische Volkskultur und ihre Mythologie*, Wiesbaden, 1974: 219-222.
- 4) IRH, A. vol.1, no. 220:373-374.
- 5) IRH, A. vol.1, no. 152:292.
- 6) IRH, A. vol.1, no. 150:286.
- 7) IRH, A. vol.1, no. 63 [中郡の請負制の実施に関する報告: 1782年4月29日]:103.
- 8) IRH, A. vol.1, no. 85:160 (葡萄酒); 174 (火酒).
- 9) IRH, A. vol.1, no. 19:41.
- 10) IRH, A. vol.1, no. 19:42.
- 11) IRH, A. vol.1, no. 69:128-130.
- 12) IRH, A. vol.1, no. 152:291.
- 13) IRH, A. vol.1, no. 86:188.
- 14) *Ibid.*
- 15) IRH, A. vol.1, no. 146:280.
- 16) ピストライが騒乱にどのように関わったかは不明だが（ただし、請負人たちは、彼が密売に関わっただけでなく、住民たちを騒乱へとけしかけた首謀者であると告発している。IRH, vol.1, no.84:153-158），こうした在地の貴族層が、外部からの影響に対抗して住民たちと協力関係、あるいは共謀関係に入る例は決して少なくない。代表的なものとして、以下を参照。E. P. Thompson, *The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century; The Mor-*

al Economy Reviewed, In *Customs in Common*, London, 1991.

- 17) 第II章注28を参照。
- 18) ただ、トバーンファルヴァの騒乱のきっかけとなったゼツツ・ヤコブが市で売っていた酒は、この蜜酒であった。IRH, A. vol.1, no. 94:137.
- 19) IRH, A. vol.1, no. 152:293.
- 20) IRH, A. vol.1, no. 72 [上郡の貴族たちの騒乱と酒に関する陳述書:1782年5月25日]:143.
- 21) IRH, A. vol.1, no. 152:289-290.
- 22) IRH, A. vol.1, no. 152:290.
- 23) IRH, A. vol.1, no. 152:293.
- 24) *Ibid.*
- 25) 本章注8を参照。
- 26) IRH, A. vol.1, no. 86:188.
- 27) ここに見られるような意味の転倒という現象は、特に謝肉祭と騒乱の関連で研究されている。E. Le Roy Ladurie, *Le carnaval de Romans. De la Chandeleur au mercredi des Cendres 1579-1580*, Paris, 1986. 以下も参照。イヴ・マリ・ベルセ著/井上幸治ほか訳『祭りと叛乱』藤原書店, 1992。
- 28) IRH, A. vol.1, no. 146:276.
- 29) *Ibid.*
- 30) I. von Born, *Briefe über Mineralogische Gegenstände auf seiner Reise durch das Temeswarer Banat, Siebenbürgen, Ober- und Nieder Hungarn*, Frankfurt / Leipzig, 1774: 107.
- 31) IRH, A. vol.1, no. 150:287.
- 32) IRH, A. vol.1, no. 19:38.
- 33) IRH, A. vol.1, no. 85:175.
- 34) IRH, A. vol.1, no. 63:102.
- 35) すなわち、4月中旬、騒乱の1カ月半前まで。
- 36) IRH, A. vol.1, no. 63:103.
- 37) IRH, A. vol.1, no. 150:285.
- 38) IRH, A. vol.1, no. 281 [酒調達についてのザラトナ行政府長官の意見書:1784年4月21日]:442.
- 39) 社会人類学者P. ブルデューは、嗜好の差異と階級の差異を、内面化され、体にしみこむ指向性(あるいは嗜好性)として、階級化し、階級化される階級(階級の再生産)の分析の中心に置いている。P. Bourdieu, *La distinction: critique sociale du jugement*, Paris, 1979. [邦訳は石井洋二郎訳『ディスタンクション』全2巻、藤原書店, 1990。] また、本稿で用いた戦略の概念についても含めて、以下も参照。P. Bourdieu, *Le sens pratique*. Paris, 1980. [邦訳は今村仁司ほか訳『実践感覚』全2巻、みすず書房, 1988-90。]

結

1782年のトバーンファルヴァの騒乱を入り口として、住民の日常生活において酒が持った役割、およびそれを用いて彼らが駆使した戦略と論理を分析し、請負制導入がこれらにいかなる影響を与えたかを考察してきた。

上郡と中郡の住民は、郡外すなわち山地外とのつながりの中で、自らの生業を成り立たせており、それを実現する人との動きの中に、酒は確固たる位置を占めていた。木材の取引や移牧は、その営みの中に酒を組み込むことによって、その円滑さを維持したのであり、鉱山業もこれらの動きと関わることで機能した。住民の生活は、こうした一定のリズムと連續性を持った動きを基本的な性格としていた。それゆえ、彼らにとって、そこで機能するもの(ここでは酒)を自分たちの手のうちに保持することが重要だったのである。

人との動きを成立させ、戦略の機会を提供していた酒は、さらに人々の認識作業、すなわち、自己の同一化と差異化のための道具としても機能していた。彼らは、酒の種類、価格、品質の間の差異に不断の関心を向けることによって、それを飲む人間集団を分類したのである。自らあるいは他者が飲むべき酒とその機会への関心は(さらには騒乱で見られたような意味の転倒は)、人々の自己・他者認識の一部をなしていた。彼らは、自らが飲み、他者が飲むのを見ることによって、この認識を再生産し、人的結合関係を再生産したのである。

それゆえ、住民は、酒を実際的にも(商品として)、象徴的にも(認識システムの道具として)、自分たちの裁量下に置くことを追求したのである。請負制導入が住民の反発を引き起こしたのは、こうした論理と相容れず、さらにこれを破壊ないし攪乱したからである。請負制は、住民生活の円滑な動きを妨げるとともに、合法/非合法という別の分類座標を持ち込み、さらに酒の調達様式や種類の多様性を消すことによって住民による分類作業を否定した。そして何よりも住民の裁量下にあり広く意味を生産していた認識と結合の道具を奪ったのである。

(61頁へ続く)

(53頁より続く)

本稿で扱った酒のように、日常性の論理（とその機能）を担うものは、無数に存在したであろう。それゆえ、酒が常に他のものに優越する特別な重要性を持っていたというわけではない。ただ、ザラトナ郡における請負制の導入から騒乱への文脈の中に限定すれば、その重要性は際立つのである。つまり、酒が担った論理が攪乱されたことによって、それが（防衛されるべきという意味で）重要となり、少な

くともその一部が意識化された。また、攪乱されることによって、騒乱と聴取という出来事が生じ、言葉が発せられ、記録されたのである。それゆえ、ここでは日常性と事件性は、密接な関係を持っている。本稿で酒を主題に考察してきたこうした関係を、広く他の主題においても分析することが、今後必要である。